

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月5日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ新土庄店 小豆郡土庄町字半の池甲1360番地71 外2筆
変更しようとする事項	1. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 1. 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時 (変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後12時 2. 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時40分から午前0時20分まで (変更後) 午前6時40分から午前0時20分まで 3. 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前6時から午後9時まで (変更後) 午前6時から午後10時まで
変更年月日	平成27年12月29日
変更理由	施設運営方法の見直しにより、来客の利便性向上を図るため

2. 届出年月日

平成27年12月28日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	平成28年2月5日から平成28年6月5日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年6月5日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ